

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の
一部を改正する政令の公布について（通知）

本年 3 月 1 日に、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 44 号。以下「改正政令」という。）が公布されたところである。

この政令の主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本政令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）改正関係

(1) 障害者雇用率等

- ① 障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては 3.0%に、都道府県等の教育委員会にあつては 2.9%に、一般事業主にあつては 2.7%に、独立行政法人を含む一定の特殊法人（令別表第二に掲げる法人をいう。以下同じ。）にあつては 3.0%に改めるものとする。こと。（令第 2 条、第 9 条及び第 10 条の 2 第 2 項関係：令和 6 年 4 月 1 日施行）
- ② 単位調整額を 2 万 9 千円に改めるものとする。こと。（令第 15 条関係：令和 5 年 4 月 1 日施行）
- ③ 基準雇用率を、2.7%に改めるものとする。こと。（令第 18 条関係：令和 6 年 4 月 1 日施行）
- ④ 除外率設定機関に係る除外率について、一律 10 ポイントの引下げを行うものとする。こと。（令別表第 4 関係：令和 7 年 4 月 1 日施行）

(2) 経過措置

令和 8 年 6 月 30 日までは、障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては 2.8%と、都道府県等の教育委員会にあつては 2.7%と、一般事業主にあつては 2.5%と、一

定の特種法人にあつては2.8%と、基準雇用率を2.5%とすること。(改正政令附則第3条第1項関係)

2 身体障害者補助犬法施行令改正関係

(1) 事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用

勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない事業主は、1(1)①の改正に伴い、法定雇用障害者数が一人以上である場合の事業主が雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案し、37.5人以上の労働者を雇用している事業主とすること。(身体障害者補助犬法施行令第2条関係：令和6年4月1日施行)

(2) 経過措置

令和8年6月30日までは、勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない事業主を、40人以上の労働者を雇用している事業主とすること。(改正政令附則第4条関係)